

ひとりでも 誰でも どんな働き方でも入れる
若者のための労働組合

首都圏 青年ユニオン を支える会

<http://www.sasaeru-kai.org/>

共同代表：後藤道夫(都留文科大学) 後藤眞生(元久留米高校定時制) 笹山尚人(弁護士)

「蟹工船」ブームの2008年。
「年越し派遣村」で開けた2009年。

“雇用崩壊”が日本中を揺るがし、非正規雇用、低賃金、長時間労働をはじめ、職場で無権利状態に置かれていた労働者が“見える存在”になってきました。

若者たちの闘いはこれからが正念場、そして「支える会」の必要性も増えています。

「フリーターや派遣になるな」と言っはみても 若者の4人に1人以上が非正規雇用という現実

不安定雇用が増え続けた結果、総務省の調査でも今や若者の27.2%が非正規雇用(2006年)です。国会でも取り上げられた「ワーキングプア」(年収200万円以下)は、なんと5人に1人。たとえ卒業時に正社員として採用されても、リストラや倒産のあおりを受けることも……。

格差社会の浸透は、若者を直撃しています。



入りたいくても
組合がない

アルバイト、派遣、請負、なんちゃって正社員 首都圏青年ユニオンは労働無法地帯を

「残業代が払われない」「長時間労働で身体を壊したのに労災も出ない」「突然、解雇を通告された」など、抜き差しならない問題に直面し、誰かに相談したくても入れる組合もない若者がたくさんいます。

そんな中、首都圏青年ユニオンは、どんな働き方でも入れる個人加盟の組合として、2000年の暮れに約30名の若者たちの手で結成されました。現在組合員は約300名、“違法な働かせ方”と果敢に闘っています。

派遣切り、ワーキングプア、ネットカフェ難民、なんちゃって正社員、名ばかり管理職……マスコミにもこうした若年雇用・非正規雇用の問題を取り上げさせ、社会問題に押し上げる一翼を担ってきたのが首都圏青年ユニオンです。



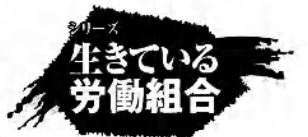
一緒にやっ
てるよん!



- 不当解雇
- 残業代の未払い
- 配置転換
- 社会保険・雇用保険未加入
- パワハラ
- 不当な損害賠償請求
- 名ばかり管理職

……とはいえ、
泣き所は“お金
がない”こと。

「支える会」は、専従確保のための財政支援で「首都圏青年ユニオン」の活動を支えています。



首都圏青年ユニオン

「安心」「良い品」いつも99円! (税込104円) 総菜や弁当、菓子、雑貨などを扱い、生鮮食品があるコンビニエンスストアとして全国展開する「ショップ99」の店で働いていた「名ばかり店長」が今年5月、残業代と慰謝料を求める裁判を起こした。入社して9カ月で「店長」になった彼は、4日間で85時間の労働をこなしても「管理監督者」だからと残業代が支払われず、休暇中も仕事にたひび呼ば出されて鬱病になった。

入社9カ月で店長に「昇進」

「ショップ99」の名ばかり管理職問題と闘う

「私がお金が欲しくて裁判をしてい
るではありません。ただ普通に働
きたいだけです」

七月、六日、東京地裁八王子支部
で原告の清水文美さん(二八歳)は、

この言葉で意見陳述を締めくくった。
裁判は未払いの残業代と鬱病にな
ったことへの慰謝料合わせて四五〇

万円を求め、正社員として働いてい
た「働九九プラス」(深堀商店社長
を今年五月九日に提訴したものだ。

4日間で85時間労働

に腫瘍炎になった女性パティシエ、
長時間労働を強いられヘルニアにな
った男性美容師……。誰もが自分の
問題として清水さんを応援する。
ユニオン書記長の河添誠さん(四
二歳)は裁判を、「清水君だけの問題
ではなく、日本から長時間労働を減
らすための裁判です」と位置づける。
たしかに負けられない裁判だ。

ショップ99は、ほかのコンビニと
違って生鮮食品も扱い、ほとんどの
商品を九九円(税込一〇四円)で
る。そのため二〇〇〇年に創業
コンビニ業界では歴史が浅くて
全国で店舗数を八四六(〇八年
末)にまで増やすほど急成長を
している。
だが入社早々、パートの女性か
こう言われた。
「この会社ね、いい人ほど、み

おかしいと思った理由の一つは、
異動の多さだ。清水さんは入社から

「ショップ99」を提訴した清水文美さん(左)と清水さんを
支援する首都圏青年ユニオン書記長の河添誠さん。



榎田 秀樹

週刊金曜日2008.11.21(728号)

「支える会」って何!?

首都圏青年ユニオンは、若者が自分たちの力で
権利を勝ち取っていく組合です。しかし、厳しい
状況に置かれ、労働運動の経験のない若者の権利
を守って闘うためには、専従が不可欠です。

一般に組合が財政的に抱えられる専従は、1000
人に1人といえます。しかしそれは、一定の安定
した収入のある正規雇用の場合。首都圏青年ユニ
オンの組合員は、若い上に非正規雇用が多く、組
合費だけでは専従を抱えることができません。

こうした状況と、時代の必要性を見据え、2004
年6月に「首都圏青年ユニオンを支える会」が発
足しました。年6000円(月500円)の会費で専従の
活動を支えています。

首都圏青年ユニオンの活動はHPでどうぞ。

首都圏青年ユニオン<http://www.seinen-u.org/>
東京都豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館5階
公共一般労組内

ご入会は.....

下の「申込書」をFAXで送信し、郵便振替口座の
通信欄に「支える会 会費」とご記入の上、年会費6000円(一口)をお
振込みください(FAX 03-5395-5139)。

口座番号 00170-0-12987

加入者名 首都圏青年ユニオン

月払い自動振り込みをご希望の方はメールか電話でご一報下さい。
「自動振込利用申込書」を郵送させていただきます。

TEL 03-5395-5359 email: union@seinen-u.org

「支える会」HPの入会フォームからも入会できます。

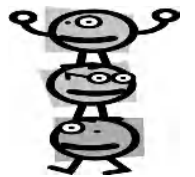
<http://www.sasaeru-kai.org/>

キリトリせん

入会申込書

私は、「首都圏青年ユニオンを支える会」に入会します。

年 月 日



ふりがな
お名前(必須) _____ 所属(旧所属も可) _____
〒 _____

ご住所(必須) _____

TEL(必須) _____ () _____

e mail _____ (メーリングリスト加入 YES/NO)

会費(必須) () 口数をご記入ください。 どちらかに をおつけください。

会費納入方法(必須): (年払い / 月払い) どちらかに をおつけください。

加入された方には、毎月首都圏青年ユニオンのニュースレターやユニオンの資料をお届けします。